

令和 2 年松前町条例第16号

松前町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

松前町長 岡 本 靖

松前町介護保険条例の一部を改正する条例

松前町介護保険条例（平成12年松前町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 第 9 条 省略 <u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</u> <u>第10条 次のいずれかに該当する者に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の保険料（第 1 号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第 1 項の規定による届出が行われていたならば令和 2 年 2 月 1 日前になるべき納期限が、当該届出が行われなかったため同日以後になった保険料を除く。）については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、当該保険料を減免する。</u> <u>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）</u> <u>附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>	附 則 第 9 条 省略

（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイのいずれにも該当する第1号被保険者

ア 減少が見込まれる事業収入等のいずれかの減少見込額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により保険料の減免を受けようとする者及び保険料の減免を受けた者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第10条第1項」と、「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の10日までに」とあるのは「令和3年5月31日までに」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第10条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。